新たな工業用地確保へ向けた取組について

1. 企業立地プランで示した地理的要件の整理

企業立地プラン (H28 年度策定) では、製造業、物流業のための新たな工業用地確保の必要性と、適地候補地に求められる地理的な考え方を整理。

(新潟市企業立地プランより抜粋)

既存の産業集積や新たなインフラ整備を踏まえた競争力のある用地の開発・整備

- (1)競争力のある新たな工業用地の確保へ向け、企業ニーズの的確な把握に努めるとともに、中央環状道路の概成を見据え、新潟中央環状道路(横軸)と広域幹線道路(放射軸)の結節点での産業集積地の確保を進める。
- (2)(1)に加え、高規格道路 I Cの周辺や空港、港湾といった交通インフラの結節点に着目し、都市間競争においてニーズの高い工業用地の選定を進める。本市への立地ニーズは少なくとも 50ha を超えており、複数箇所の適地選定を進め、他分野の計画との整合性を図りながら、工業用地の開発を推進する。

2. 適地候補地の具体化に向けて

工業用地開発の候補地となる箇所の基本となる要件は以下のとおり。

この要件に合致することを基本に開発計画をご検討いただき、市としての候補地を選定した上で官民協力しながら市街化区域への随時編入などの手法を視野に入れ、新たな工業用地の確保に向けて取組む。

適地候補地の基本要件の概要

(地理的要件)

- 1 既存もしくは整備中の社会資本整備を最大限活用できるエリアであること。
 - ①新潟中央環状道路(横軸)と広域幹線道路(放射軸)の結節点
 - ②高速道路の I Cや空港、港湾の周辺
 - ③市街化区域内の既存の工業団地の隣接地

(規模的要件)

- 2 複数拠点のコンパクトな開発を想定。具体的には1か所あたり5haから10ha程度を目安とする。 (事業要件)
 - 3 雇用の場の確保など、本市の地方創生に資する計画であること。
 - 4 事業の実施主体を含めた事業計画の確実性があること。
 - 5 立地予定の製造業、物流業の企業が相当数見込めること。具体的には、開発規模の過半で確実性があること。なお、住居系や商業系、その他(沿道サービス施設、病院、大学、各種学校、スポーツ施設、社会福祉施設など)を含む計画でないこと。
 - 6 関係する地権者や地域の合意が得られていること。
- 7 関係法令が遵守できること。

※協議の進捗により、基本要件の具体化を行う。

3. 適地候補地の選定へ向けたスケジュール

○ 適地候補地における開発計画の状況確認

平成29年12月末 平成30年 3月末

○ 関係機関との協議に向けた適地候補地の絞り込み

平成30年度以降

○ 早期の開発に向けた関係機関との調整

※ 個別企業の拡張相談や、農工計画の変更による企業立地の相談については別途対応。